

山梨県公報

第千九百六十七号

平成二十一年

七月二十七日

月 曜 日

目 次

○自衛官の平成二十一年度募集.....	四二九
○土地収用事業の認定.....	四二九
○河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議.....	四三一
○建築基準法に基づく道路位置指定.....	四三一
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	四三一
○建設業法に基づく監督処分.....	四三二
○開発行為に関する工事の完了について.....	四三二
監 査 委 員	
○外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議.....	四三二

告 示

山梨県告示第百三十三号
自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官及び二等空士として採用する航空自衛官の平成二十一年度の募集期間及び採用試験の試験期日等を次のとおり告示する。
平成二十一年七月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 採用予定数
平成二十二年三・四月採用(男性) 陸・海・空自衛官 約二十名
平成二十二年三・四月採用(女性) 陸・海・空自衛官 若干名
- 受付期間
平成二十一年八月一日(土)から同年九月十一日(金)まで
- 受付場所

名 称	所在地及び連絡先
自衛隊山梨地方協力本部	甲府市北新一丁目七番九号 電話〇五五―二五三―一五九一
自衛隊山梨地方協力本部甲府募集案内所	甲府市寿町五番三号 飯島ビル 電話〇五五―二二八―六四二七
自衛隊山梨地方協力本部大月地域事務所	大月市御太刀二丁目八番十号 電話〇五五四―二二―二二九八
自衛隊山梨地方協力本部南アルプス募集センター	南アルプス市桃園六百十一番地二 電話〇五五―二八三―一五一〇

四 応募資格

日本国籍を有し、かつ、採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満であること。

五 試験期日

- 平成二十二年三・四月採用(男性)
平成二十一年九月二十二日(火) 午前八時三十分から午後五時まで
平成二十一年九月二十九日(火) 午前八時三十分から午後五時まで
- 平成二十二年三・四月採用(女性)
平成二十一年九月二十八日(月) 午前八時三十分から午後五時まで
- 試験実施場所
自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地 電話〇五五五―八四一―三三三五

山梨県告示第百三十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。
平成二十一年七月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 起業者の名称
甲斐市

● 建設業法に基づく監督処分
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成二十一年七月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年七月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社昭栄
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町河東中島千五百六番地一
 - 3 代表者の氏名 酒井敏博
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一七）第八九八五号
- 四 処分の内容 建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 営業所の所在地を確認できないため、平成二十一年六月四日付け山梨県公報第九百五十三号において公告したが、三十日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十一年七月二十七日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 - 中巨摩郡昭和町河東中島字磯部一四一七の一〇、一四一七の一、一四一九の五、一四一九の六及び一四一九の六地先水路の区域
 （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）
 - 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 - 中巨摩郡昭和町河東中島千四百十七番地二 宮城尚生

監査委員

山梨県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人古屋俊一郎の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調

つたので、次のとおり告示する。
平成二十一年七月二十七日

山梨県監査委員 戸 島 義 人
同 中 込 孝 元
同 土 屋 直
同 棚 本 邦 由

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
吉野達郎	山梨県甲府市德行四一十六一二十 六	平成二十一年七月二十七日 平成二十二年一月三十一日